

令和7年度第1回太陽光発電設備設置審議会結果概要

開催日時	令和7年8月26日(火) 9時30分～10時30分
開催場所 及び出席者	本庁舎 第1会議室 ○審議会委員 (桜木委員、伊丹委員、佐藤(孝)委員、田中委員、高橋委員、湯沢委員、長谷川委員) ○事務局(環境森林課長、環境政策係長、環境政策係員)
会議次第	1 開会 2 あいさつ 3 議題 (1) 太陽光発電設備設置の申請に係る許可について(諮問) (2) 次回審議会の日程調整について 4 その他 5 閉会
審議結果	(1) 太陽光発電設備設置の申請に係る許可について 議案第1号について、許可相当とする。 議案第2号について、許可相当とする。 (2) 次回の日程調整について 令和7年11月25日(火)9時30分から開催する。

令和7年度第1回太陽光発電設備設置審議会での意見等

太陽光発電設備設置の申請に係る許可について

No.	委員からの意見等		回答等
1	第1号	事業の維持管理、補修の計画について、 渋川市の規定はないのか。	本市として規定はありませんが、近隣住民との協議で維持、保守管理について定めている場合があります。
2		航空図にて事業区域に隣接した土地に民家が見受けられるが居住者はいないのか。	別荘として使用されていると推察され、近隣住民からの意見もありませんでした。
3	第2号	1つの事業者が隣接した事業区域について小出しに許可申請し、結果として一帯がメガソーラーとして扱われる規模の太陽光発電施設となった場合については市としてはどのような対応をするのか。	現段階で、本市の条例ではそのようなケースを規制することはできませんが、今後は対応策を検討していきたいと思います。また、近隣住民説明会で住民との同意形成ができなければ不許可となります。加えて、関係各課や県との連携を強化して対応していきたいと考えています。